



兵庫労働局発表  
平成29年10月27日

担 当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金室 室長 國廣 浩三 専門監督官 小田由起子 (電話) 078-367-9154

報道関係者 各位

## 特定(産業別)最低賃金の改正について

兵庫労働局(局長 畑中 啓良)は、兵庫地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の答申(意見)を踏まえ、平成29年10月27日までに、下記のとおり、兵庫労働局長が決定している全9件の特定(産業別)最低賃金のうち下表の7件について改正することを決定し、官報公示を行いました。

なお、改正後の特定(産業別)最低賃金は、下表のとおり平成29年12月1日に発効します。

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	引上げ額	改定率(%)	改正決定日	効力発生年月日
兵庫県塗料製造業最低賃金	932円	14円	1.53	平成29年10月25日	平成29年12月1日
兵庫県鉄鋼業最低賃金	922円	16円	1.77	平成29年10月26日	同上
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金	900円	14円	1.58	平成29年10月19日	同上
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	852円	12円	1.43	平成29年10月25日	同上
兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金	933円	14円	1.52	平成29年10月25日	同上
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金	855円	13円	1.54	平成29年10月27日	同上
兵庫県自動車小売業最低賃金	861円	11円	1.29	平成29年10月19日	同上

(参考)

兵庫県最低賃金	844円	25円	3.05	平成29年9月1日	平成29年10月1日
---------	------	-----	------	-----------	------------

## I 特定(産業別)最低賃金について

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業に属する事業場の労働者に適用される最低賃金であり、今回改正されない繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金の2件を含み、兵庫県では9件決定されています。

繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金については、平成28年10月1日に発効した兵庫県最低賃金が、平成27年度に発効した繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金を上回り、それ以降、繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金は改正されていないため、平成28年10月1日以降、兵庫県最低賃金が適用されています。

兵庫県内のすべての事業場の労働者に適用される兵庫県最低賃金は、平成29年9月1日に改正決定され、同年10月1日に発効しました。改正後の時間額は、844円(引上げ額25円)です。

## II 特定(産業別)最低賃金の改正決定の経過

### 1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、審議会に対し、繊維工業最低賃金と各種商品小売業最低賃金を除く7件の特定(産業別)最低賃金について平成29年7月31日に、審議会に対し改正決定の諮問を行いました。
- (2) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに専門部会を設け、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約1,200件の事業所に対する統計調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標などの資料を基に審議を行いました。
- (3) 審議会は、専門部会において、延べ16回にわたる審議を行い、平成29年9月28日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申しました。

### 2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を踏まえ、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成29年10月19日から同年10月27日にかけて、順次、官報公示を行いました。